　第１０３号議案

　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和２９年品川区条例第７号）の一部を次のように改正する。

　別表品川区情報公開等審議会の項を同表品川区情報公開審議会の項とし、同項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 品川区個人情報保護審議会 | 会長　　　　　　　２２，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |

　　　付　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）品川区個人情報保護審議会の委員の報酬日額を定める必要がある。